

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年度金融庁告示第百三十二号）

改正案	現行
<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項を記載するものとする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>（中間事業年度の記載事項）</p> <p>第四条 前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、当該最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。）の末日である場合における経営の健全性の状況を記載した書面について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定</p>	<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 当該四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項を記載するものとする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>（中間事業年度の記載事項）</p> <p>第四条 前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、当該四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。）の末日である場合における経営の健全性の状況を記載した書面について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定性的な」と、同</p>

性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第一項」とあるのは「中間連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(最終指定親会社四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、経営の健全性の状況を記載した書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〇十一 (略)

2 (略)

3 第一項第九号に掲げる事項については、対象となる最終指定親会社四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法

項第十一号中「連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第一項」とあるのは「中間連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、四半期ごとに、経営の健全性の状況を記載した書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〇十一 (略)

2 (略)

3 第一項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五

第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。